

し、再三にわたり英ポンドの売却をやめるように勧告するとともに、金約款を付することにも応じなかつた。これが動機となって、ビルマ政府はすでに実益の乏しいスターリング地域の一員たることを断念するに至つたものであろう。

このほか、英國のローデシア制裁が手ぬるいとの強い不満から、英連邦脱退も辞せずとの気構えを示しているザンビア、シェラレオネなど一部アフリカ諸国があるほか、さる9月に行なわれた英連邦首相会議にアジアの主要国インド、パキスタンなどの首脳が参加せず、政府首班を送ったのは加盟23か国中13か国にすぎなかつことなど、このところ英國を中心とする英連邦の紐帶は、アジア諸国における連帶意識の向上と対照的に徐々に弱まりつつあり、今後の英連邦諸国の動向が注目される。

IMF・世銀総会の模様

本年のIMF・世銀および傘下機関(IDA、IFC)年次総会は、9月26日からワシントンに105か国の代表が集まって開催された。

アムーゼガー・イラン蔵相(総会議長)の開会演説に続いてシュバイツァーIMF専務理事とウッズ世銀総裁の冒頭演説が行なわれ、引き続いで各國の代表が5日間にわたって意見を述べたが、これらの論議の焦点は昨年と同様、国際通貨制度の改革問題と低開発国への経済開発援助問題とに分けられた。

低開発国問題

低開発国問題については、先進国の景気上昇にかかわらず、低開発国がその恩恵にあずかるところが少なく、低開発国民の生活水準(大部分は1人当たり年間国民所得100ドル未満)の向上が遅延としていることが指摘された。

世銀、IDAなどのみならず、IMFにおいてもこれが重大関心事として大きく取り上げられたことが目立つ。

ウッズ世銀総裁は、低開発国側で資金活用能力が増大しているにもかかわらず、これに見合う先進国からの資金流入増加が見られないことを遺憾とし、先進国の海外援助不足によって低開発国の政情が不安定になれば、そのわざわいは結局先進国にも及ぶと警告して援助の増大を呼びかけた^(注)。

(注) 同総裁は世銀自身の活動として、投資紛争の処理に関する取決めが10月14日より発効すること、国際的私的投資の多角的保険制度について近く具体案を世銀理事会に提出すること、を発表した。

またこの問題に関し、シュバイツァー専務理事は、先進国よりの開発資金援助の増大は喫緊の重要事であり、したがって、①先進国は、自国の国際収支や財政収支に不均衡があるからという理由で、低開発国への投資や資金援助を抑制してはならないこと、②また低開発国側は、海外よりの資金流入を助長するよう国内環境を整える必要があること、を指摘している^(注)。

(注) 同理事は、IMFが一次產品輸出国に対する補償融資制度(compensatory financing)を拡大した旨発表した。

各加盟国代表の意見も、おおむねウッズ総裁の演説の線に沿ったもののが多かった。これらの演説を通じて注目されるのは、最近の国際的金融ひっ迫、高金利が低開発国向け資金の調達を困難にしていることを多くの代表が指摘した点である。

なお、シュバイツァー演説に対して、米国代表が「低開発国援助額の大小は、援助国の経済力に応じたものであるべきであろうが、援助の増大により援助国(主に米国)の国際収支が悪化することは望ましくない。このようなジレンマを避ける方策に関して、低開発国援助の役割をになう先進国相互間および国際機関との間で協議することが望ましい」と発言、注目された。

国際通貨制度の改革問題

国際通貨制度の改革問題については、7月の10か国蔵相・総裁会議で採択された「準備資産創出に関する報告」(いわゆるエミンガー報告)とOECD第3作業部会で作成された「国際収支の調整

過程に関する報告」とについて、各加盟国の代表が初めて公式にその立場を明らかにした。以下では、今次総会の最大のテーマであった国際通貨制度を巡る論議を中心に、本年の年次総会の模様をみてみよう。

〔IMF当局の主張〕

シュバイツァー専務理事は、まず国際収支の調整過程との関連で先進諸国の経済情勢を分析し、次のように指摘した。

まずほとんどの先進国で、高度雇用の実現という経済目標が達成されてきた反面、物価上昇が問題になってきている。特に国際収支の赤字に悩む米国に物価上昇が起きているため、国際収支の調整過程が円滑に行われなくなってきた。またインフレ圧力の増大に伴って、大部分の先進国で金利の劇的な上昇(dramatic rise of interest rates)が生じている。ことに、欧州大陸諸国でも金利が米英と平行して上昇したため、米英の資本収支改善を妨げており、この面からも国際収支の調整が困難になってきている。またこのような金利上昇は、各国の国内経済的見地からみても、望ましくない。なぜならば、将来の投資活動に及ぼす影響が予測を上回る恐れがあり、金融市場を攢乱するような資金獲得競争が激化するなど、幾つかの問題が生じているからである。

シュバイツァー専務理事は、上記のような先進国の経済問題の原因が、各国当局の経済政策運営上の不手際にあったと論じている。特に各国で金利が急上昇しているのは、実体経済面の過剰需要もさることながら、各国の景気抑制が不当に金融政策にしわ寄せされているためである。もし各国で財政政策が十分活用されていたならば、現在のような好ましからぬ高金利は避け得たであろう。以上のごとくシュバイツァー専務理事は、国際収支調整を困難にしているインフレ圧力、高金利を是正するため各国の経済政策運営(特に米国)に強い反省を求めているのである。

一方準備資産創出問題について、シュバイツァー専務理事は、従来からのIMFの主張を繰り返

し、できるだけ早い機会に対処案(contingency plan)を策定する必要があると述べている。まず現在までの成果につき、同理事は、IMF内外の研究により問題の解明と各国間の合意の上で著しい進展がみられた、と高い評価を与えていた。もちろん技術的にも政治的にも未解決の重要な問題がある。このような困難を軽視するつもりはないが、もし準備創出案を策定しようとする意思があれば、これらの困難は遠からず克服できる。したがって努力すれば、明年の総会に準備資産創出の具体的提案を行ないえない理由はない。このように同理事は、準備創出にかなり楽観的な見通しを述べている。

さらに同理事は、準備資産創出の議論を進展させるためIMF理事と10ヵ国蔵相代理との合同会議を提唱し、「最も重要なことは、われわれの審議を前進させるに役立つものであれば、いかなる手続きもまたいかなる方針も試みてみることである」と、強調している。

〔米国代表の主張〕

ファウラー米財務長官は、「諸国家の偉大な社会(Greater Society of Nations)」を建設することを提唱し、このためには国際通貨取決めの改善と拡大が必要であると主張している。

まず国際収支の調整過程の問題に関し、「国際通貨制度における現下の最大の問題は、米英両準備通貨国の赤字である」との欧州諸国の主張に反論し、黒字国の責任を指摘して、次のようなコメントを行なっている。

国際収支の調整過程を円滑に進行させるためには、赤字国のみならず黒字国にも責任がある。黒字国がその資本市場を開放せず、金その他の準備資産を必要以上に累積するために利用していることは、国際協調に反するばかりでなく、その国の国家的利益の見地からみても賢明とはいえない。このような事情が統けば、赤字国としては非常にきびしい国内政策を採るか、または貿易、資本取引および援助支出を制限するか、の道しか残されていない。米国の現下の国際収支の赤字は、ベト

ナムにおける自由防衛のための支出(同長官は10億ドルと言明)によるところが大きい。これは、臨時の一時的性格のものであるということを考慮してほしい。

現在米国が国際収支の不均衡を是正する方法は、次の三つしかない。

第1は、無差別にドルの流出を押えることである。この場合には、低開発国や赤字国がまず影響をこうむる。

第2は、海外投資の自主規制措置や金利平衡税のような手段によって、黒字国向けの資金流出を抑制する方法である。しかし、この方法にも、問題があることは周知のとおりである。したがって望ましい方法としては、残る第3の方法しかない。これは前にも述べたように、黒字国が調整過程の進行について責任を分担することである。

ファウラー長官は、このように国際収支の調整問題に関する米国の立場を強力に弁護するとともに、準備資産創出問題については早急に対処案を作るべし、という従来からの米国の主張を繰り返した。

すなわち同長官は、10か国間に新準備資産創出の対処案について、基本的合意(エミンガー報告)が成立した以上、審議は第二段階に移行すべきであると促した。さらにエミンガー報告のうち「国際流動性がすべての国の正当な関心事である」との点を強調し、したがって、①第二段階における審議には、IMF理事が10か国蔵相代理と合同で会議を行なうこと、②新準備資産が創出された暁には、これをIMFにおける各国のクォータまたはこれに準ずる客観的基準に従って、すべての加盟国に分配することの意義を再確認した。

〔フランス代表の主張〕

ドブレ・フランス蔵相は、昨年2月末のドゴールの金攻勢に如実に見られる金の調整機能の重視を中心とし、準備資産創出案の策定に反対する従来の主張を繰り返した。

ドブレ蔵相は、まず初めに、現行の金為替本位制度そのものを批判する。特定国の通貨が、金と

同様に国際的に準備資産として利用されるところに、現下の国際金融上の問題の原因がある。準備通貨国、ことに米国がその特権的地位を利用して、国際収支の赤字を是正することなく、ドルの流出によってこれをまかなっているため、現行金為替本位制度はもはや正常には機能しなくなっている。余剰の準備通貨を金に交換することを、あたかも国際協調に逆行する行為であるかのごとく考えるのは、本末転倒もはなはだしい。

このような論理から国際収支の調整については、なによりも赤字国との金融節度遵守が大切である点を強調し、現在の米国の国際収支の赤字を強制的手段に訴えても是正しなければ、現行国際通貨制度の問題は解消しないと論じている。

準備資産の創出問題についても、フランスは米国に真向から反対する主張を繰り広げている。

まず現在国際流動性が不足していない点を強調し、もしこのような事情の下で人工的に準備資産を創出すれば、ペーパー・ゴールドの乱発による世界的インフレが起り、国際通貨制度の混乱はますます増すばかりであると論じている。低開発国は準備資産が創出され、その配分を受ければ富が増し、生産や輸出が増加すると期待しているようであるが、これは幻想にすぎない。また人工的な準備資産は、一部の国の政治的利害によって利用されるだけである。したがって「真に国際通貨といえるのは金のみである。」ということを人々は認識すべきである。これが準備資産創出に関するフランスの主張である。

〔その他の代表の主張〕

上記のような米国、フランスの主張が先進国の主張としては、両極端である。両国以外の先進国の立場は、これら二つの立場の中間にあるといえよう。英國はもとよりわが国、カナダ、スウェーデンなども米国の立場に近い。これに反し、歐州大陸諸国はフランスの立場に近い主張を行なっている。

10か国以外の諸国はIMF中心主義をとっており、その主張は米国に近いが、グループとしての

10か国には強い反対の態度をとっているのが目立つ。以下問題別にこれらの国の主張を整理してみよう。

(国際収支の調整程)

欧州大陸でこの問題を最も強調したのは、イタリア、オランダ、西ドイツであった。またベルギーは特に、新準備資産の創出により、調整過程のルールが弛緩してはならないと警告した。一方、英国は米国と同様、調整過程の進行に関する黒字国の責任を強調、オーストラリア、ニュージーランドなどの代表も、これを支持している。

なおイタリアと西ドイツとは、ともに、調整過程との関連において多角的監視(multilateral surveillance)を強化すべきであると主張した。

また、調整過程を進める上において、国内経済政策上、財政政策をより弾力的に運用すべきであるというシュバイツァー専務理事の呼びかけには、米国のか、日本、カナダ、韓国、西ドイツなど多数が賛意を表明しており、シュバイツァー専務理事はその閉会演説で、この点について広い意見の一致をみたことに言及し、これを歓迎している。

(新準備資産の創出問題)

準備資産の創出については、10か国蔵相・総裁会議で認められた基本的合意事項に各国代表が賛成意見を述べ、それぞれ違った角度からではあるが、合意事項の重要性を強調した。ただかなりニュアンスの違いがうかがわれるには、創出の時期の問題に関する合意事項である。「将来は国際流動性を増加させる必要が生ずる公算が大きく、この場合には新規または追加的な準備資産を創出しなければならなくなるかも知れない」と合意されている。しかし、フランスは、これを単に純学問的な仮説として対処策の作成も必要ではないとみている。これに反しIMF、米国はさきにみたように早期策定を期待している。日本、英国、カナダは米国と同様の立場をとっており、西ドイツもまたこれに近い。しかしながら対処案の早期策定を最も強調したのは、オーストラリア、ニュー

ジーランド、フィンランド、韓国、ガーナ、ユゴスラビアなど10か国以外の国々であった。ことにギリシャは、対処案の策定には心理的なタイム・リミットがあることを忘れてはならないと強調し注目された。

また、次の一点に対しては10か国グループ諸国とその他諸国の意見がはっきり対立をみた。すなわち10か国蔵相・総裁コミュニケにある「票決方法については、すべての国の利害関係と同時に、新資産について実質的なファイナンス上の裏付けを供給すべき主要国の限定グループの責任をも考慮して決めるべきである」という点である。フィリピン、メキシコ、オーストリアなどグループ外の国は、これが10か国に特権的地位を与えるものであって、すべての国が国際流動性の案について正当な利害関係を有する、という原則に反するという主張を行なった。これに対し、10か国グループに属するイタリア、ベルギー、西ドイツなどは、10か国が負う特別の負担を議決方式に反映させるよう主張した。また、英国は正式な議決方法をきめず、10か国とIMFとの非公式合意(informal consensus)を基盤として、国際通貨問題を処理してゆくのが最も望ましいと述べた。

むすび

年次総会における以上のような種々の演説を振り返えってみると、一見、本年の演説には、昨年程の目新しさが欠けているようにもみえる。昨年はシュバイツァー専務理事が「流動性はIMFの所管事項である」という命題を掲げ、大国小国も一致協力して、新しい国際通貨制度を確立したブレトンウッズ精神に戻るように説いた。米国、フランス、イタリア、西ドイツなどは、それぞれ新しい哲学を披瀝した。本年の演説は、それほどはなばなしくなかった。しかしこのゆえをもって、本年の総会の成果を疑問視することはできないであろう。技術的研究(オッソラ報告)を終えて、政治折衝の段階に移行しようとしていた昨年と、政治的に基本的な合意(エミンガー報告)が成立し、第二段階の審議に移ろうとしている今年とでは、

事情が異なっている。シュバイツァー専務理事は、閉会演説の中で、総務の演説で問題の討議を進めることに反対する意見は一件もなかったものと了解し、IMFとしてはこの線に沿って努力することを明らかにした。現に、IMF理事と10か国蔵相代理との非公式な会合が近く開催される予定である。来年の総会で準備創出に関する対処案を議決できるよう期待する、というシュバイツァー専務理事やファウラー長官の意見は楽観的に過ぎるという批判も多いが、それが現実化する可能性が生まれてきていることは注目されよう。

東南アジア諸国の最近の貿易動向と今後の見通し

東南ア諸国における最近の貿易動向をみると、本年上半期の輸出は、第1表の示すとく、インドネシア、ビルマ、南ベトナム、セイロンを除く大部分の国で好伸をみており、主要13か国全体の

(第1表)

東南ア主要13か国の貿易(1966年1~6月)

(単位・百万ドル)

	輸 出			輸 入		
	前年同期比	増減(△)率	%	前年同期比	増減(△)率	%
イ ン ド	824	10	1.2	1,482	45	3.1
パ キ 斯 坦	304	43	16.3	419△	159△	27.5
セ イ ロ ン*	185△	14△	7.0	196	29	17.5
イ ン ド ネ シ ア*	190△	22△	10.4*	200△	75△	27.3
マ ラ ヤ	498	12	2.5	423△	4△	0.8
フィ リ ピン	428	67	18.4	446	13	3.1
タ イ	376	73	24.1*	484	143	42.1
ビ ル マ	96△	18△	15.8	64△	63△	49.3
南 ベ ト ナ ム	16△	2△	11.4*	242	76	45.8
台 湾	240	11	4.6	287	29	11.3
韓 国	117	46	65.2	300	105	54.0
シ ン ガ ポ ール	532	62	13.2	647	29	4.6
香 港	593	45	8.3	802	16	2.0
13 か 国 計	4,399	313	7.7	5,992	184	3.2
世 界 計	88,375	8,675	10.9	93,575	8,950	10.6

(注) *印……一部推定。

資料: I F S。

インドネシアの計数(ただし石油を除く)については、同国側の資料による。

増加率は7.7%(前年同期比、以下同じ)と、世界の伸び率10.9%には及ばないものの、ここ数年間における年平均増加率(約5%)に比してかなりの好伸を示している。一方、これら諸国の輸入は増加率3.2%と、世界の伸び率10.6%はもちろん、ここ数年間における増加率(約6%)に比しきわめて小幅の伸びにとどまり、このため、ここ数年来赤字幅を拡大してきた貿易収支尻は、久方ぶりに縮小をみるに至った。以下、最近における輸出好調、輸入停滞の背景を分析し、あわせて今後の見通しについて検討することとする。

輸出好調の背景

(対外的要因)

対外的要因として第1にあげられることは、東南ア諸国の輸出市場として最も大きなウェイトを占める先進工業国(米国)の景況が、はじめはじて好況裡に推移し、原料品などの輸入需要がかなり活発であったことである(本年上半期の先進工業国(米国)の輸入額は、前年同期比12.7%増)。上記要因は、東南ア全域の輸出好伸の背景として指摘されるところであるが、特に韓国、台湾、香港など対米輸出のウェイトの高い諸国では、米国向けを中心とした輸出の伸びが目立っている。

第2は、上記の米国景気の好調とも密接な関係があるが、昨秋以来のベトナム戦争の規模拡大に伴い関連特需が増大したことを見のがせないところである。特にこの影響を強く受けたのは香港(南ベトナム向け輸出、前年同期比3倍増)、韓国(同じく倍増)、台湾(同じく倍増)などの諸国であった。

(国内的要因)

その第1は、各国の国内生産、すなわち農・工業生産の好調により輸出余力が増大したことである。たとえば、タイでは主産品米穀が昨年、史上最高の豊作を記録し、これを映して本年上半期の米穀輸出は19%の好伸を示したのをはじめ、とうもろこしなども増収となり、フィリピンではコブラおよび木材の生産増、パキスタンではジュート製品、綿製品などの生産増加、また韓国では工業